

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

相続した非上場株式を譲渡する場合

Q : 私は、現在父が経営している会社の株式(非上場株式)を将来相続し、事業承継する予定です。しかし、相続税額が多額になることが予想されるため、相続後に株式を会社買い取ってもらい、納税資金に充てることを検討しています。この場合、課税関係はどうなりますか?

A : 株式の譲渡による譲渡所得の金額に対し、20%の税率で課税されます。また、相続開始後3年10ヶ月以内の譲渡であれば一定の相続税額を取得費に加算することができます、税負担を軽減することができます。

【解説】

相続により取得した非上場株式をその発行会社に譲渡する場合、現行では、資本等の金額を超える部分の金額は配当とみなされ「みなし配当課税(総合課税)」が課されます。税負担が非常に重い(最高で税率50%の累進課税)のですが、平成16年4月1日以後に相続する非上場株式の譲渡については、「みなし配当課税」ではなく、「譲渡益課税(分離課税)」となり、また、これにかかる税率も現行の26%(所得税20%、住民税6%)から20%(所得税15%、住民税5%)に引き下げられますので、今後は、大幅に税負担が軽減されることになります。

さらに、相続開始後3年10ヶ月以内の譲渡であれば、納付した相続税額の一部を取得費に加算することができる取得費加算の特例も受けられますので、一層税負担は軽くなります。

